

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成29年10月
秋田県人事委員会

目次

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント		ページ
①	公務員給与決定の諸原則と給与勧告 . . .	1
②	給与勧告の対象職員	2
③	給与勧告の手順	3
④	月例給の比較方法（ラスパイレス比較） . .	4
⑤	特別給の比較方法	5
⑥	本年の改定	6
⑦	行政職モデル給与例	7
⑧	最近の給与勧告の状況	8

① 公務員給与決定の諸原則と給与勧告

給与決定の諸原則

地方公務員の給与は、地方公務員法に定められている次の原則に基づいて、決定されなければならないとされています。

1. 情勢適応の原則

地方公共団体は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。 【地方公務員法第14条】

2. 職務給の原則

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 【地方公務員法第24条第1項】

3. 均衡の原則

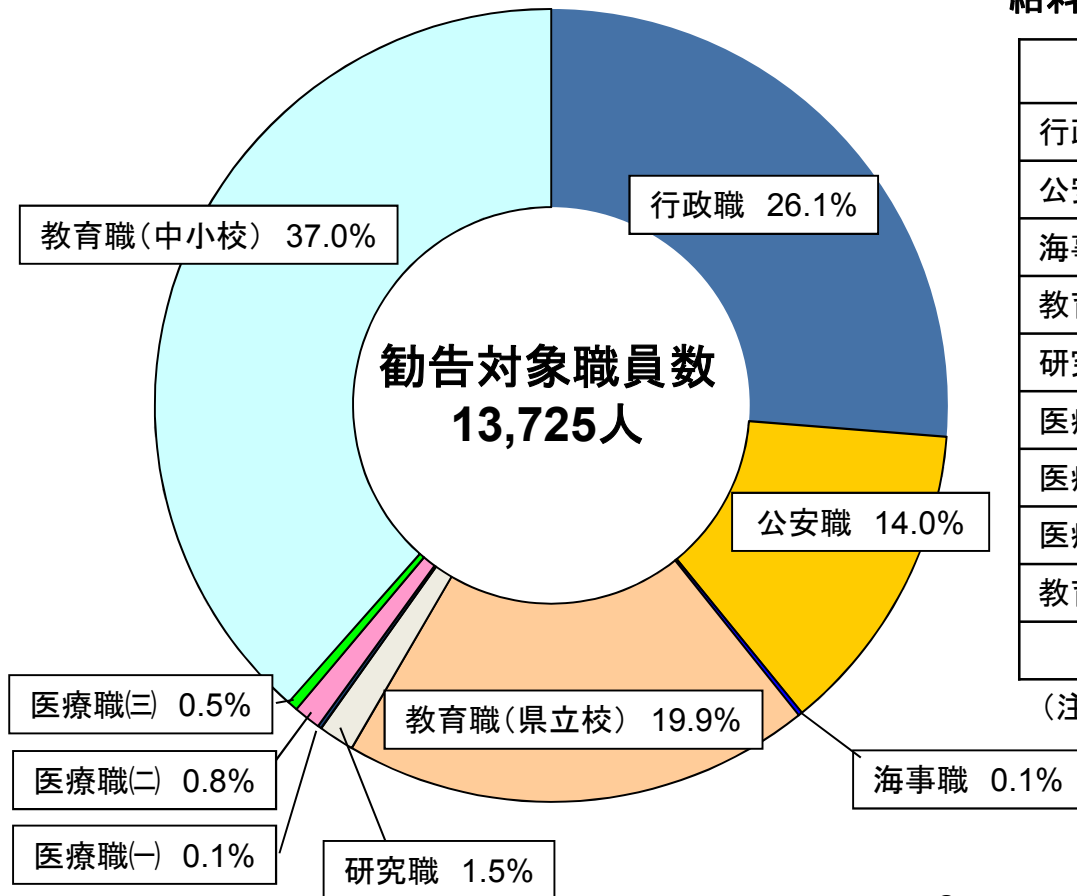
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。 【地方公務員法第24条第2項】

給与勧告

給与勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しています。勧告が実施され、職員について適正な処遇を確保することは、人材の確保や職員の士気の保持、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。

② 給与勧告の対象職員

平成29年4月1日現在の給与勧告対象職員は、13,725人となっています。このうち一般行政職員は、3,585人で、全体の26.1%を占めています。最も多いのは教職員で、小中高校を合わせると、7,809人、全体の約56.9%と過半数を占めています。



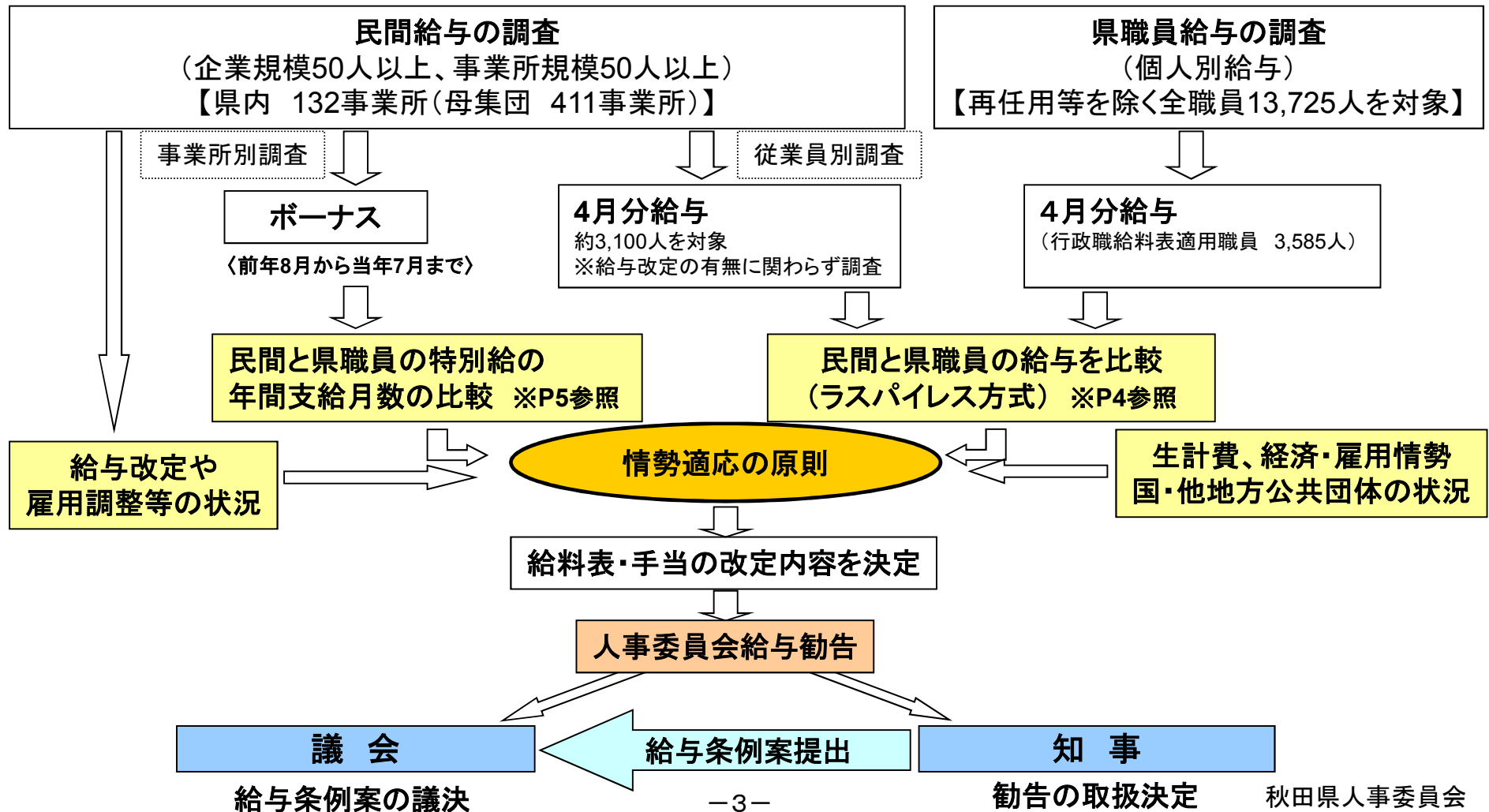
給料表別勧告対象職員数(平成29年4月1日現在)

	職員数(人)	職員の例
行政職	3,585	一般行政職員
公安職	1,919	警察官
海事職	14	船長、航海士
教育職(県立校)	2,738	高校の教員
研究職	205	研究員
医療職(一)	14	医師
医療職(二)	115	獣医師、薬剤師
医療職(三)	64	保健師、助産師
教育職(中小校)	5,071	中学校、小学校の教員
計	13,725	

(注)再任用職員、休職等の職員は含まない。

③ 給与勧告の手順

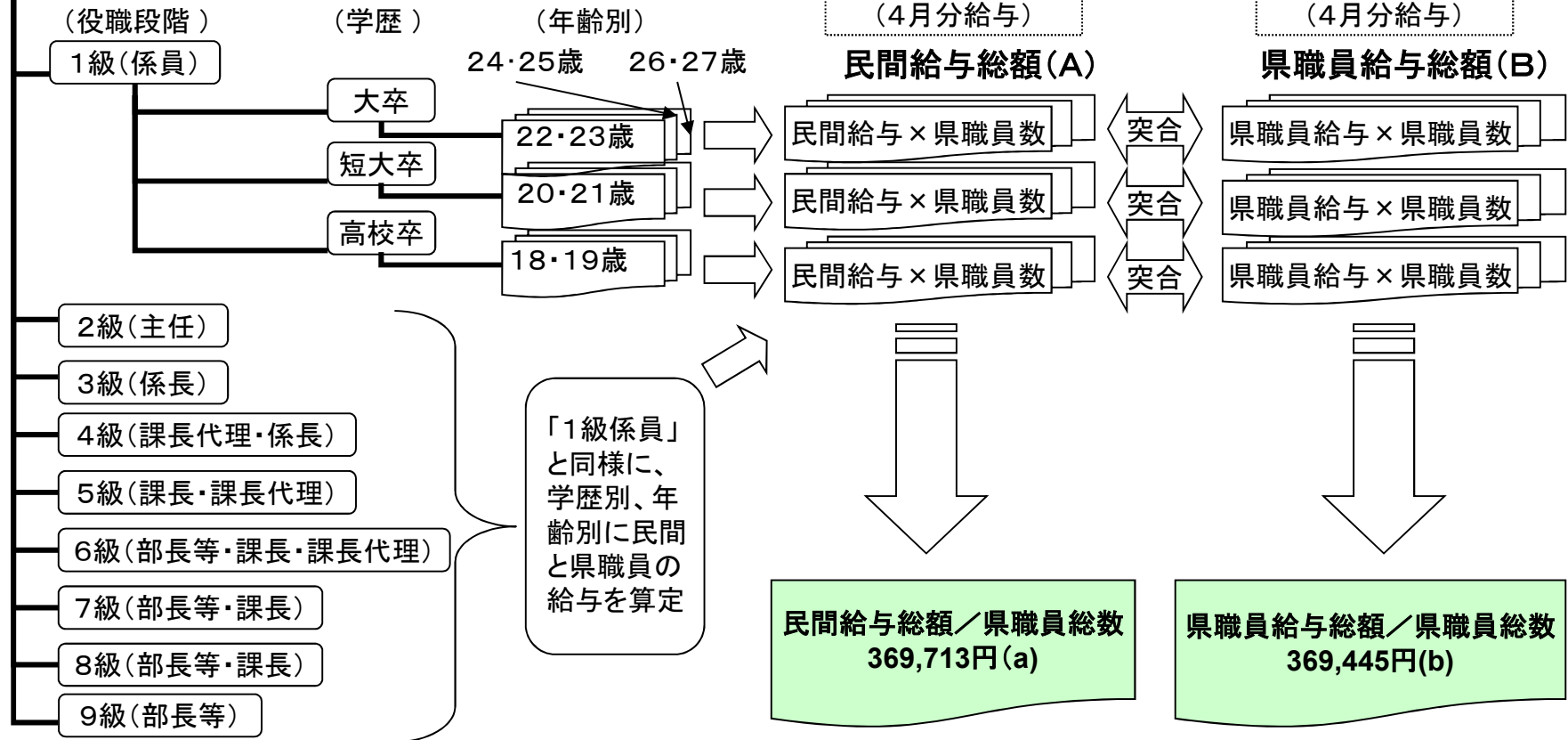
人事委員会では、民間企業の給与と県職員の給与を調査し、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、また、特別給については、民間の過去1年間の特別給(ボーナス)の年間支給割合と県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数とを合わせることを基本に、他の考慮事項である国や他の地方公共団体の状況などについても総合的に勘案して、勧告を行っています。



④ 月例給の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員(※行政職給料表適用職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

行政職給料表



本年の較差268円(0.07%)

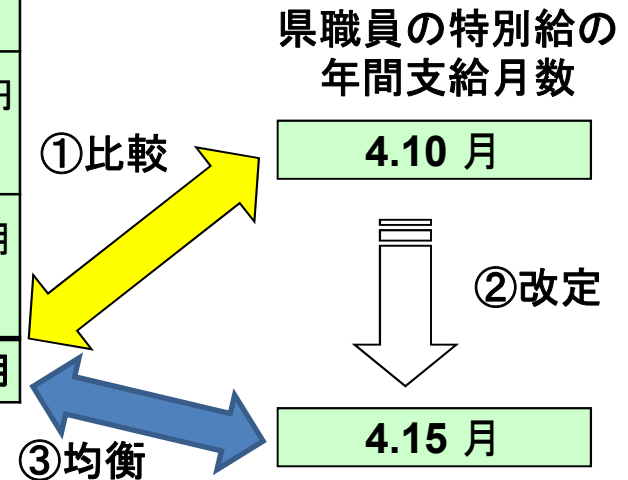
算定方法(a)-(b)

⑤ 特別給の比較方法

特別給については、民間事業所の過去1年間の特別給(ボーナス)の支給実績を下半期(H28年8月～H29年1月)と上半期(H29年2月～7月)ごとに精確に把握して、年間の支給割合を算出し、県職員の特別給(期末・勤勉手当)の支給月数と比較しています。

民間における特別給の支給状況

区 分		民 間 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	312,633 円
	上 半 期 (A2)	310,734
特別給の支給額	下 半 期 (B1)	624,403 円
	上 半 期 (B2)	670,813
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)	2.00 月
	上 半 期 (B2/A2)	2.16
年 間 の 平 均		4.16 月



県職員の特別給の支給月数は、これまで0.05月単位で定めています(小数点以下第2位を2捨3入、7捨8入)。
 本年は民間の支給割合が4.16月であるため、支給月数を4.15月とし、民間との均衡を図ることとします。

⑥ 本年の改定

給与改定にあたっては、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保及び生計費の実情を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があると考えています。

1 給料表

民間と県職員の月例給の較差 268円 (0.07%)

- 民間給与が職員の給与を上回っているが、較差は小さく、概ね均衡していることから給料表の改定は行わない。

2 期末手当・勤勉手当

- 民間の支給割合(4.16月)が、県職員の支給月数(4.10月)を上回っているため、0.05月分引上げ。
(平成29年12月1日実施)

【現行の支給月数(一般職員)】

	6月期	12月期	計
期末手当	1.175月	1.325月	2.500月
勤勉手当	0.800月	0.800月	1.600月
計	1.975月	2.125月	4.100月



【改定後の支給月数(一般職員)】

	6月期	12月期	計
期末手当	1.175月	1.325月	2.500月
勤勉手当	0.825月	0.825月	1.650月
計	2.000月	2.150月	4.150月

⑦ 行政職モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与の増減額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	18歳 (行政職高校卒初任給)	147,283円	2,371,000円	147,283円	2,379,000円	8,000円
	22歳 (行政職大学卒初任給)	179,643円	2,892,000円	179,643円	2,901,000円	9,000円
	25歳	197,789円	3,184,000円	197,789円	3,194,000円	10,000円
主査	35歳	295,272円	4,814,000円	295,272円	4,830,000円	16,000円
副主幹	45歳	382,876円	6,321,000円	382,876円	6,342,000円	21,000円
主幹(兼)班長	50歳	392,150円	7,046,000円	392,150円	7,067,000円	21,000円
本庁課長	55歳	427,535円	7,996,000円	427,535円	8,020,000円	24,000円
本庁部長	58歳	467,455円	9,827,000円	467,455円	9,861,000円	34,000円

(注) モデル給与例の「月額」及び「年間給与」は、給料月額、管理職手当及び期末・勤勉手当を基礎に算定。なお、主幹(兼)班長については、管理職手当の区分五種(47,600円)、課長については、三種(66,500円)、部長については、一種(119,900円)として算定。
 ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)(平成29年度)を支給。

(参考) 平成29年度の行政職職員(平均年齢42.3歳)の平均年間給与 592万円

⑧ 最近の給与勧告の状況(行政職関係)

県職員の給与は、本年は、月例給は据え置き、特別給は4年連続の引上げとなり、特別給の年間支給月数は4.15月となりました。

項目 年	月 例 給			特別給(ボーナス)		平均年間給与(行政職)	
	改定額	改定率	主な勧告の内容	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成20年	—	—	—	4.35月	—	—	—
平成21年	△1,993円	△0.50%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の廃止	4.00月	△0.35月	△166,180円	△2.56
平成22年	△958円	△0.25%	給料表の引下げ、55歳を超える職員に係る給料月額削減措置	3.90月	△0.10月	△54,976円	△0.89
平成23年	△1,007円	△0.26%	給料表の引下げ	3.95月	0.05月	3,097円	0.05
平成24年	—	—	55歳超職員の原則昇給停止	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.80月	△0.15月 (H26実施)	△57,599円	△1.00
平成26年	—	—	交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ(H27.1実施) 再任用職員に単身赴任手当を支給(H27.4実施)	3.95月	0.15月	55,465円	0.94
平成27年	922円	0.25%	給料表の引上げ(H27.4実施)	4.05月	0.10月	53,953円	0.91
平成28年	417円	0.11%	給料表の引上げ(H28.4実施)	4.10月	0.05月	24,981円	0.42
平成29年	—	—	—	4.15月	0.05月	18,025円	0.31

(注1) 平均年間給与については、給与月額の単純平均から推計した年間給与を基に、改定前後の増減額・率を計算したものの。

(注2) 本表は、平成19年～平成22年に実施された給与減額措置、平成23年に実施された期末手当の削減措置、平成24年11月～平成25年6月まで実施された給与減額措置及び平成25年7月～平成26年3月まで実施された国の要請による給与の特例減額措置は反映していない。